

○群馬県警察の表彰取扱いに関する訓令

平成元年7月1日本部訓令甲第13号

改正

平成8年3月5日本部訓令甲第2号
平成14年5月23日本部訓令甲第12号
平成18年10月31日本部訓令甲第18号
平成22年3月11日本部訓令甲第1号
平成23年2月28日本部訓令甲第2号
平成24年3月9日本部訓令甲第3号
平成27年3月3日本部訓令甲第5号
平成30年3月7日本部訓令甲第3号
平成31年2月26日本部訓令甲第1号

群馬県警察の表彰取扱いに関する訓令を次のように定める。

群馬県警察の表彰取扱いに関する訓令

群馬県警察の表彰取扱いに関する訓令（昭和41年群馬県警察本部訓令甲第1号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に定めるもののほか、群馬県警察の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（本部長表彰）

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）の行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 即賞
- (6) 善行賞
- (7) 感謝状

2 警察功績章は、群馬県警察職員（以下「職員」という。）として多年にわたって勤続し、その間の勤務成績が優秀で特に顕著な功労があると認められる者に対して、退職時に授与するものとする。

3 賞詞は、次に掲げるものとし、当該各号に掲げる者に対して授与するものとする。

- (1) 賞詞1級 職員として特に顕著な功労があると認められる者
- (2) 賞詞2級 職員として多大な功労があると認められる者

4 賞状は、警察職務の遂行上著しい業績があると認められる部署に対して授与するものとする。

5 賞誉は、職員として功労があり若しくは成績が優秀であると認められる者、又は業績が優秀であると認められる部署に対して授与するものとする。

6 即賞は、賞誉に次ぐ功労があり、かつ、速やかに賞揚すべきであると認められる者に対して授与するものとする。

7 善行賞は、市民応接、善行等について特に功労があると認められる者に対して授与するものとする。

8 感謝状は、次の各号に掲げる事項について功労があると認められる警察部外の者又は団体（群馬県警察以外の警察又は警察職員を含む。以下「部外者等」という。）に対して贈るものとする。

- (1) 犯罪の予防又は鎮圧
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 人命の救助
- (4) 水害・火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (5) 警察の業務運営又は警察職員に対する協力

（部長表彰）

第3条 部長の行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 賞
- (2) 感謝状

2 賞は、所管に係る事務について賞誉又は即賞に次ぐ功労又は業績があると認められる所属の職員又は所属の部署に対して授与するものとする。ただし、その所管事務又はその所属で処理した事案について特に必要がある場合は、所属以外の職員又は部署に対して授与することができる。

3 感謝状は、本部長の感謝状に次ぐ功労又は業績があると認められる部外者等に対して贈るものとする。

4 警務部首席監察官、警務部総務統括官、警務部警務統括官、警務部会計統括官、生活安全部人身安全対策統括官、刑事部特殊詐欺対策統括官、交通部交通安全対策統括官及び警備部危機管理対策統括官の行う表彰は、前3項の規定を適用する。

(所属長表彰)

第3条の2 所属長の行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 賞
- (2) 善行賞
- (3) 感謝状

2 賞は、所管に係る事務について部長賞に次ぐ功労又は業績があると認められる所属の職員又は所属の部署に対して授与するものとする。ただし、その所管事務又はその所属で処理した事案について特に必要がある場合は、所属以外の職員に対して授与することができる。

3 善行賞は、市民応接、善行等について功労があると認められる所属の職員に対して授与するものとする。

4 感謝状は、部長の感謝状に次ぐ功労又は業績があると認められる部外者等に対して警察署長が贈るものとする。

(死亡又は退職時における表彰)

第4条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡又は退職したときは、死亡又は退職の日にさかのぼって表彰を行うものとする。

(表彰の除外)

第5条 表彰を受けるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰をしないことができる。

- (1) 刑事事件に関し起訴された者
- (2) 懲戒処分を受け、当該処分の日から1年を経過しない者
- (3) 休職中の者。ただし、退職する者についてはこの限りでない。
- (4) 前各号のほか、表彰することが不相当と認められる理由がある者

(副賞)

第6条 表彰には、賞金又は表彰き章その他の副賞を付与することができる。

(上申手続)

第7条 所属長は、第2条第2項から第8項までに掲げる功労、成績又は業績があると認められるものがあるときは、速やかにその業務内容を所掌する主管部長を経由して、本部長に上申するものとする。

(査定方法)

第8条 功労、成績又は業績の査定は、取扱いの適否、行為の難易、危険の大小、熱意の程度、成果等を審査して、表彰の要否及び種別を決めるものとする。

(補則)

第9条 この訓令の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月5日本部訓令甲第2号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月23日本部訓令甲第12号)

この訓令は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年10月31日本部訓令甲第18号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年3月11日本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成22年3月18日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止に係る改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月28日本部訓令甲第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年3月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年群馬県公安委員会規則第1号）の改正規定に係る改正規定（交通部総合センター長に係る改正規定を除く。）並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規定 平成23年3月16日

（2）略

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成24年3月9日本部訓令甲第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年3月15日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成27年3月3日本部訓令甲第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年3月9日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成30年3月7日本部訓令甲第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年3月16日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成31年2月26日本部訓令甲第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成31年3月8日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。